

令和8年度介護保険料算定における特例措置について

1 概要

この度、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部が改正され、令和7年度税制改正に伴う令和8年度介護保険料収入の減少を防ぐための特例措置が規定された。これに基づき、東京都台東区介護保険条例（平成12年3月台東区条例第50号。以下「条例」という。）の一部を改正するものである。

2 背景

令和7年度税制改正により、給与所得控除の最低保障額が引き上げられ、一部の給与所得者については税法上の合計所得金額が減少する。被保険者の介護保険料は合計所得金額及び住民税課税状況を基に算定するので、令和8年度介護保険料は低く算定される。これは、第9期介護保険事業計画期間（令和6～8年度）中の予定外の財源不足につながることから、国により特例措置が規定された。

3 特例措置の内容

令和7年度税制改正前の基準で合計所得金額及び住民税課税状況を再判定し、これを基に令和8年度介護保険料を算定する。ただし、特例措置により非課税から課税に再判定された被保険者のうち、令和7年度に非課税であったものについては、減免という形で元の介護保険料に戻す。

なお、これらは1年間のみの特時的な措置であり、令和9年度以降は行わない。

4 条例の一部改正

(1) 内容

令和8年度介護保険料算定における特例措置及び減免に係る規定を新設

(2) 施行年月日

令和8年4月1日

(3) 新旧対照表

別紙のとおり

5 今後の予定

令和8年3月	ホームページで周知
令和8年4月	改正後の条例施行
令和8年4月～5月	システム改修
令和8年6月	介護保険料算定処理

第39号議案 東京都台東区介護保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>付 則</p> <p><u>(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</u></p> <p><u>第2条の3 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において区に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による区市町村民税の賦課期日において区に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により区の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。)の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第5条(第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ及び第15号イに係る部分に限る。)の規定の適用については、同条第6号イ中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。)(以下「合計所得金額」という。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28</u></p>	<p>付 則</p> <p>(新設)</p>

条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第5条（第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ及び第15号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第6号イ中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）（以下「合計所得金額」という。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円

を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第5条（第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ及び第15号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第6号イ中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）（以下「合計所得金額」という。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第

5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第2条の4 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による区市町村民税が課されている者とみなす。

(新設)

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において区に住所を有しない者を除く。)であって、同年度分の地方税法の規定による区市町村民税の賦課期日において区に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により区の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による区市町村民税が課されていない者であって、次のイからハまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

イ 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

ロ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ハ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による区市町村民税が課されていない者であって、次のイからハまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

イ 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、東京都台東区特別区税条例（昭和39年12月台東区条例第43号）第10条第2項で定める金額（以下「非課税限度額」という。）から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

ロ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、非課税限度額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ハ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、非課税限度額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円

から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による区市町村民税が課されている者とみなす。

(令和8年度における保険料の減額の特例)

第2条の5 区長は、第13条第1項及び第13条の2に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合においては、令和8年度分の保険料を減額することができる。

(新設)

(1) 第1号被保険者が、令和8年度において第5条第4号又は第5号に掲げる者のいずれかに該当し、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合

イ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、前条第1項の規定の適用を受ける者であって、令和7年度分の地方税法の規定による区市町村民税が課されていないもの（以下「前年度非課税世帯員等」という。）があること。

ロ 全ての前年度非課税世帯員等を前条第1項の規定の適用を受けない者とみなした場合に、令和8年度において第5条第1号から第3号までに掲げる者のいずれかに該当すること。

(2) 第1号被保険者が、令和8年度において第5条第6号から第16号までに掲げる者のいずれかに該当し、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合

イ 前条第2項の規定の適用を受ける者であって、令和7年度分の地方税法の規定

による区市町村民税が課されていないも
のであること。

ロ 前条第2項の規定の適用を受けない者
とみなした場合に、令和8年度において
第5条第1号から第5号までに掲げる者
のいずれかに該当すること。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。